

所沢市電線共同溝保安細則

(趣旨)

第1条 この細則は、所沢市電線共同溝管理規程（平成30年11月1日施行。以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、電線共同溝の保安及び防災上必要な事項を定めるものとする。

(入溝時の措置)

第2条 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めるとともに、変更があった場合は、速やかに所沢市長（以下「道路管理者」という。）に届け出るものとする。

- 2 入溝責任者は、電線共同溝鍵貸出簿（様式第1号）に記載し、道路管理者から鍵の貸与を受けるものとする。
- 3 入溝責任者は、電線共同溝入溝日誌（様式第2号）に必要な事項を記載し、その都度道路管理者に提出し、確認を受けなければならない。
- 4 入溝責任者は、常に敷設工事の届出書、電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書、電線共同溝自費工事施工承認書又は道路占用許可書若しくはそれらの写しを携行しなければならない。

(作業時の措置)

第3条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合には、関係法令等及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入溝者は常に2人以上とし、占用者（規程第2条に規定する占用者をいう。以下同じ）及び施行者を表示した保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は腕章（別記第1図）を着用するほか、身分証明書を携行すること。
- (2) 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。
- (3) 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (4) 電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

(電線共同溝の鍵の保管)

第4条 電線共同溝の緊急時の入出溝に必要な鍵は、道路管理者が占有者及び道路管理者が認めた者に貸与する。

2 貸与された鍵の保管については、保管責任者を定め、道路管理者に届け出るとともに、保管に万全を期さなければならない。

3 貸与された鍵は、目的以外の使用をしてはならない。また、使用後は速やかに道路管理者へ返却すること。

4 貸与された鍵を紛失若しくは破損した場合は、その原因者の負担で復元するものとする。

5 工事施行等で貸与される鍵の扱いについても、緊急時用と同様な扱いをするものとする。

(その他の遵守事項)

第5条 電線共同溝内での巡視、点検、工事等を行う場合においては、規程第8条及び第12条に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 規程第7条に規定する承認に当たって、道路管理者の付した承認条件を厳守するとともに、道路管理者の指示に従うこと。

(2) 電線共同溝内においては火気使用をしないこと。ただし、道路管理者が承認した場合においてはこの限りではない。

(3) 電線共同溝内は禁煙とすること。

(緊急時における通報)

第6条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれがあることを発見したものは、直ちに緊急連絡系統図(別記第2図)に基づき通報するとともに、必要な措置を講じ、事故の増大防止に努めなければならない。

(工事の調整)

第7条 占有者は、規程に定める電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(近接工事の立会)

第8条 道路管理者は、電線共同溝に近接した占有工事等の申請があった場合には、現地での立会い等必要な措置を講じなければならない。

(細則に関する疑義等)

第9条 この細則に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、道路管理者と占有者がその都度協議するものとする。

附 則

この細則は、平成31年1月1日から施行する。

電線共同溝 入 溝 日 誌
(平成 年 月 日 入溝分)

NO.

現場責任者 _____
入溝責任者 _____

印

1. 入溝状況

入溝目的	1. 作業	2. 工事	入溝箇所	路線名 場所	市道	線 (電線共同溝)						天候		
	3. 巡回	4. その他				0	1	2	3	4	5			6
入溝時間	午前													
	午後													
入溝者	入 溝 主 務 者						立 会 者							
	入溝責任者							道路管理者						
	火気責任者							通信関係者						
								電力関係者						
								関係者						
							関係者							

2. 特記事項

4. 道路管理者特記事項

5. 道路管理者確認

部長	次長	課長		リーダー	担当

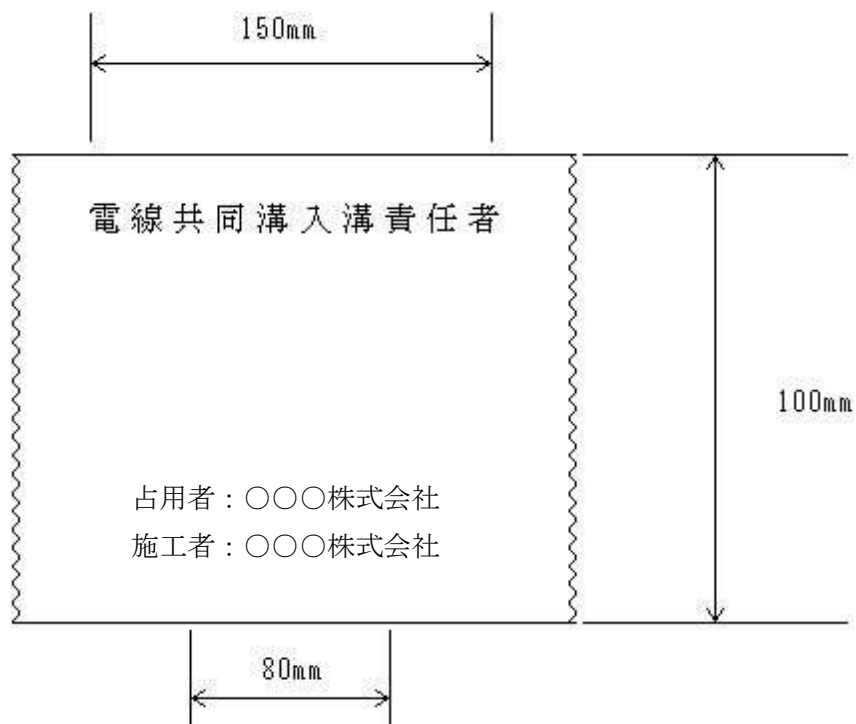
3. チェックリスト

区分	NO	項 目	確 認
事前事項	1	工事の施行承認を受けたか	
	2	入溝の承認を受けたか	
	3	火気使用の承認を受けたか	
	4	入溝の心得(規程第8、12、13条)を再確認したか	
	5	必要な立会者に立会要請したか	
一般事項	1	使用する鍵の番号はNO.	
	2	保安帽、作業服等の安全装備をしたか	
	3	非常用の灯具を準備したか	
	4	開口部の保安施設、要員は確保したか	
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	6	禁煙を守ったか	
	7	器材が溝内に放置していないか	
	8	継続工事の器材が整理されているか	
	9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
	10	作業終了時に樹蓋の施錠はしたか	
	11	入溝日誌に記入漏れはないか	
	12	鍵を返納したか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか	
	2	非常用消火器を準備したか	
	3	空気呼吸器を準備したか	
	4	防火シートを準備したか	

確認者

第1図（第3条関係）

腕章



地色：黄

文字：黒

占有者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

第2図 (第6条関係)

緊急連絡系統図

